

ローソン Ponta カード規約/個人情報の取扱い(収集・保有・利用・提供)に関する 同意条項一部改定のお知らせ

2020年1月13日をもってローソン Ponta カード規約及び個人情報の取扱い(収集・保有・利用・提供)に関する同意条項を改定いたしますのでご案内いたします。規約及び同意条項の主な改定箇所は以下のとおりです。

■ローソン Ponta カード規約 新旧対照表

改定前	改定後
<p>第2条 (カードの発行) お客様がローソン Ponta カード規約 (以下「本規約」という)、Ponta 会員規約及びローソン特約を承認し、当社及びローソン (以下「両社」という) にカード利用の申込みをされ、両社がカード利用を認めた方 (以下「会員」という) に、カードを発行します。</p>	<p>第2条 (カードの発行) お客様がローソン Ponta カード規約 (以下「本規約」という)、Ponta 会員規約及びローソン特約を承認し、当社及びローソン (以下「両社」という) にカード利用の申込みをされた方であって、両社がカード利用を承諾した方 (以下「会員」という) に、当社は、カードを発行します。<u>契約は、両社が承諾した日に成立するものとします。</u></p>
<p>第3条 (カードの貸与) (1) カードの券面には、会員の氏名、カード番号、有効期限、セキュリティコード (カード裏面 (3桁) に印字される数値をいう) 等 (以下総称して「カード情報」という) が表示されています。カードの所有権は当社にあり、カードは当社が会員に貸与するものです。また、カード番号は当社が指定の上会員が利用できるようにしたものです。会員は善良なる管理者の注意をもってカード及びカード情報を管理し、利用するものとします。なお、当社が必要と認めるときは、カードを無効化の上カードの再発行手続きを行い、カード番号を変更することができるものとします。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 会員にはカードを受け取られると同時に、カードの所定欄に署名していただけます。</p> <p>(4) 会員が本人以外にカードもしくはカード情報を利用させ又は利用されたことによる損害は、会員のご負担となります。但し、会員が故意又は過失のなかったことを証明し、当社が認めた場合は、この限りではありません。</p>	<p>第3条 (カードの貸与) (1) カードの券面には、会員の氏名、カード番号、有効期限、セキュリティコード (カード裏面 (3桁) に印字される数値をいう) 等 (以下総称して「カード情報」という) が表示されています。カードの所有権は当社にあり、カードは当社が会員に貸与するものです。また、カード番号は当社が指定の上会員が利用できるようにしたものです。会員は善良なる管理者の注意をもってカード及びカード情報を管理し、利用するものとします。また、<u>会員は、カードを破壊、分解等又はカードに格納された情報の漏洩、複製、改ざん、解析等を行わないものとします。</u>なお、当社が必要と認めるときは、カードを無効化の上カードの再発行手続きを行い、カード番号を変更することができるものとします。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 会員は、カードの<u>受取後、直ちに、カードの所定欄に署名を行います。</u></p> <p>(4) 会員が本人以外にカードもしくはカード情報を利用させ又は利用されたことによる損害は、会員のご負担となります。ただし、<u>カード又はカード情報の管理状況等を踏まえて会員に故意又は過失がないと当社が認めた場合は、この限りではありません。</u></p>
<p>第5条 (暗証番号) (1) (略)</p> <p>(2) 会員が本人以外に暗証番号を知らせ、又は知られた場合、これによって生じた損害は、会員のご負担となります。但し、会員が故意又は過失のなかったことを証明し、当社が認めた場合は、その限りではありません。</p> <p>(3) (略)</p>	<p>第5条 (暗証番号) (1) (略)</p> <p>(2) 会員が本人以外に暗証番号を知らせ、又は知られた場合、これによって生じた損害は、会員のご負担となります。ただし、<u>暗証番号の管理状況等を踏まえて会員に故意又は過失がないと当社が認めた場合は、その限りではありません。</u></p> <p>(3) (略)</p>
<p>第6条 (カードのご利用) (1) 当社の指定する店舗・施設・売場等 (以下「店舗」という) で、カードを提示し、伝票等に署名することにより、商品・権利の購入又はサービスの提供 (商品・権利・サービスを以下「商品等」という) を受けることができます (以下「商品購入」という)。但し、一部カードのご利用ができない商品等もあります。なお、当社が</p>	<p>第6条 (カードのご利用) (1) 当社の指定する店舗・施設・売場等 (以下「店舗」という) で、カードを提示するとともに、<u>暗証番号を入力すること又は伝票等に署名することにより、商品・権利の購入又はサービスの提供 (商品・権利・サービスを以下「商品等」という) を受けることができます (以下「商品購入」という)。</u>ただし、一部カードのご利用が</p>

<p>店舗へ立替払いをすること、及び商品等の購入を取り消し代金精算される際は当社の定める方法でお手続きいただくことを、予め承認いただきます。</p> <p>(2) (1)の規定にかかわらず、当社の指定する店舗においては、立替払いではなく、当社が商品購入代金債権を譲り受けることを予め承諾いただきます。但し、取り消しについては、(1)を適用いたします。</p> <p>(3) 当社が認める店舗又は商品等については、(1)に定める伝票等への署名を省略すること、もしくは伝票等への署名に代えて暗証番号を入力する方法によること、又はカードの提示及び伝票等への署名に代えて暗証番号、カード情報のいずれか又は両方を入力する方法等により商品購入できるものとします。</p> <p>(4) カード利用に際して、商品等の内容等によっては当社の承認が必要となります。この場合、店舗が当社にカード利用に関する確認を行います。確認の内容によっては、当社は、カードのご利用をお断りする場合があります。会員は、換金又は違法な取引を目的とするカードのご利用はできません。流通する紙幣・貨幣（記念通貨を除く。）の購入を目的とするカードのご利用もできません。また、貴金属・金券類等の一部の商品では、カードのご利用を制限させていただく場合があります。</p> <p>(5) カードのご利用可能枠は、当社が決定した額までとします。但し、法令に基づく場合その他当社が必要と認めた場合には変更し、又はご利用を停止いたします。また、当社が特に認めた場合を除き、ご利用可能枠を超えたご利用はできません。</p> <p>(6) (略)</p>	<p>できない商品等もあります。なお、当社が店舗へ立替払いをすること、及び商品等の購入を取り消し代金精算される際は当社の定める方法でお手続きいただくことを、予め承認いただきます。</p> <p>(2) (1)の規定にかかわらず、当社の指定する店舗においては、立替払いではなく、当社が商品購入代金債権を譲り受けることを予め承諾いただきます。ただし、取り消しについては、(1)を適用いたします。なお、会員は、<u>第12条(1)に該当する場合を除いて、カード利用により生じた商品購入代金債権について、店舗に有する一切の抗弁権を主張しないことを、当該ご利用の都度、当該ご利用をもって承認するものとします。</u></p> <p>(3) 当社が認める店舗又は商品等については、(1)に定める暗証番号の入力もしくは伝票等への署名を省略すること、又はカードの提示に代えてカード情報を通知する方法等により商品購入できるものとします。</p> <p>(4) カード利用に際して、商品等の内容等によっては当社の承認が必要となります。この場合、店舗が当社にカード利用に関する確認を行います。確認の内容によっては、当社は、カードのご利用をお断りする場合があります。会員は、換金又は違法な取引を目的とするカードのご利用はできません。また、現在、通用力を有する紙幣・貨幣（記念通貨を除く。）の購入を目的とするカードのご利用もできません。また、貴金属・金券類等の一部の商品では、カードのご利用を制限させていただく場合があります。</p> <p>(5) カードのご利用可能枠は、当社が決定した額までとします。ただし、法令に基づく場合その他当社が必要と認めた場合には変更し、又はご利用を停止いたします。また、当社が特に認めた場合を除き、ご利用可能枠を超えたご利用については、<u>第8条(2)②に定める1回払いを指定したものと様に取り扱われることを承認します。</u></p> <p>(6) (略)</p>
<p>第8条（弁済金等の支払方法等）</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>①～⑤ (略)</p> <p>(新規に規定)</p> <p>⑥支払方法の変更-支払方法変更の申し出があり、当社が認めた場合には、1回払い分、ボーナス一括払い分及び2</p>	<p>第8条（弁済金等の支払方法等）</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>①～⑤ (略)</p> <p>⑥支払方法の変更（スキップ払い、支払回数・2～6回、スキップ指定月以外は手数料のみのお支払）-支払方法変更の申し出があり、当社が認めた場合には、<u>1回払いのご利用分について当初のお支払日（以下「当初お支払日」という）が属する月から6ヶ月後の月までのうち会員が指定した月（以下「スキップ指定月」という）のお支払日（以下「スキップお支払日」という）に一括してお支払することができます。なお、会員は一度指定したスキップ指定月を再度変更することはできません。会員にはスキップ払いに変更した商品購入代金に対し当初お支払日が属する月の5日からスキップお支払日が属する月の4日までの手数料をお支払いいただきます。手数料は、毎月5日（初回は当初お支払日が属する月の5日）から翌月4日までの期間について、日割計算したものを翌々月のお支払日にお支払いいただきます。なお、当社所定の方法によるお支払日前のお支払も可能です。</u></p> <p>⑦支払方法の変更（リボルビング払い）-支払方法変更の申し出があり、<u>当社が認めた場合には、1回払い分、</u></p>

回払い分をリボルビング払いに変更できます。この場合、1 回払い分は、カード利用時点でリボルビング払いの指定があったものとし、ボーナス一括払い分は、変更後最初に到来する利用算定日（但し、利用算定日当日に変更した場合は当該利用算定日とし、変更日からボーナス一括払いのお支払日まで利用算定日がない場合は、直前の利用算定日とします。）の対象となる利用締切日にリボルビング払いの指定があったものとし、また 2 回払い分は、1 回目の支払い分に相当する利用算定日以前にお申し出があった場合は、カード利用時点でリボルビング払いの指定があったものとし、当該利用算定日より後にお申し出があった場合は、各回の支払金額について、各回のお支払日の直前の利用締切日にリボルビング払いの指定があったものとし、

⑦支払方法の自動変更サービス - 当社の定める方法でお申し出いただくことにより、全ての商品購入代金の支払方法をリボルビング払いへ変更できます。

(3) (2) ①の弁済金と②の 1 回払いによりお支払いいただく金額、及び③から⑤によって各回ごとにお支払いいただく金額（以下「分割支払金」といい、毎月の支払金額の総称を「弁済金等」という）は予めご利用明細書で通知します。会員は、ご利用明細書の記載内容について会員自身の利用によるものであるか等につき確認しなければならないものとし、弁済金等、利用内容、残高その他ご利用明細書に記載の内容については、当該通知受取り後 20 日以内に、会員から特にお申し出のない場合は承認されたものとし、

(4) (略)
(5) (略)

第 9 条 (遅延損害金)

(1) 弁済金等のお支払いを遅滞した場合は当該金額（第 8 条（弁済金等の支払方法等）(2)①の手数料を除きます。）に対し、お支払日の翌日から完済に至るまで、年 14.6%で計算した遅延損害金をいただきます。但し、分割支払金については、当該分割支払金の残金全額に対し年 6.0%で計算した額を超えないものとし、

(2) 第 21 条（期限の利益喪失）に該当した場合は期限の利益を喪失した日の翌日から完済に至るまで、1 回払い及びリボルビング払いによる商品購入代金については残債務の全額に対し年 14.6%、分割支払金の残金全額については年 6.0%で計算した遅延損害金をお支払いいただきます。

ボーナス一括払い分、2 回払い分及びスキップ払い分をリボルビング払いに変更できます。この場合、1 回払い分は、カード利用時点でリボルビング払いの指定があったものとし、ボーナス一括払い分は、変更後最初に到来する利用算定日（ただし、利用算定日当日に変更した場合は当該利用算定日とし、変更日からボーナス一括払いのお支払日まで利用算定日がない場合は、直前の利用算定日とします。）の対象となる利用締切日にリボルビング払いの指定があったものとし、また 2 回払い分は、1 回目の支払い分に相当する利用算定日以前にお申し出があった場合は、カード利用時点でリボルビング払いの指定があったものとし、当該利用算定日より後にお申し出があった場合は、各回の支払金額について、各回のお支払日の直前の利用締切日にリボルビング払いの指定があったものとし、また、スキップ払いからの変更のときは、変更の直前の利用締切日（ただし、事務上の都合により変更後最初に到来する利用締切日となることがあります。なお、利用締切日当日に変更した場合は、当該利用締切日とします。）にリボルビング払いの利用があったものとみなし、スキップ払いに係る手数料は、リボルビング払いの利用があったものとみなされる利用締切日の直前の 4 日まで発生します。

⑧支払方法の自動変更サービス - 当社の定める方法でお申し出があり、当社が認めた場合には、以後、全ての商品購入代金の支払方法をリボルビング払いへ変更できます。ただし、以下に該当する場合は、この限りではありません。

- (イ) リボルビング払いに変更する時点でショッピングサービスのご利用可能枠を超過していた場合。
- (ロ) 当社がリボルビング払いの取扱を不適当と認めた店舗・商品等での利用の場合。

(3) (2) ①の弁済金と②の 1 回払いによりお支払いいただく金額、及び③から⑥によって各回ごとにお支払いいただく金額（以下「分割支払金」といい、毎月の支払金額の総称を「弁済金等」という）は予めご利用明細書で郵送又は電磁的方法により通知します。会員は、ご利用明細書の記載内容について会員自身の利用によるものであるか等につき確認しなければならないものとし、弁済金等、利用内容、残高その他ご利用明細書に記載の内容については、当該通知受取り後 20 日以内に、会員から特にお申し出のない場合は承認されたものとし、

(4) (略)
(5) (略)

第 9 条 (遅延損害金)

(1) 弁済金等のお支払いを遅滞した場合は当該金額（第 8 条（弁済金等の支払方法等）(2)①、⑥の手数料を除きます。）に対し、お支払日の翌日から完済に至るまで、年 14.6%で計算した遅延損害金をいただきます。ただし、分割支払金については、当該分割支払金の残金全額に対し法定利率により計算した額を超えないものとし、

(2) 第 21 条（期限の利益喪失）に該当した場合は期限の利益を喪失した日の翌日から完済に至るまで、1 回払い及びリボルビング払いによる商品購入代金については残債務の全額に対し年 14.6%、分割支払金の残金全額については法定利率により計算した遅延損害金をお支払いいただきます。

(3) (略)	(3) (略)
<p>第 14 条 (融資金の支払方法等)</p> <p>(1) キャッシングサービス利用による融資金 (以下「融資金」という) 及び利息 (融資金と利息とを合わせ、以下「融資金等」という) の支払金額は、融資金等を毎月末日 (以下「融資金締切日」という) に締切り、翌月 14 日 (以下「融資金算定日」という) に (2) (3) により算定した額とし、翌々月 4 日 (金融機関休業日の場合は、翌営業日とし、第 8 条 (弁済金等の支払方法等) (1) ①に定めるお支払日と総称して以下、「お支払日」という) に、お支払いいただきます。</p> <p>(2) 会員にはご利用の都度、以下の定額リボルビング方式 (以下「リボルビング方式」という)、又は一括返済方式 (以下「一括払い」という) のいずれかをご指定いただきます。</p> <p>①リボルビング方式 - 会員が予め選択した以下の 8 千円コース、1 万 2 千円コース、又は 2 万円コースによりお支払いいただく方法です。なお、会員の申し出があり、当社が認めた場合は、他のコースへの変更ができます。</p> <p>○8 千円コース - 毎月のお支払日までに、融資金等を 8 千円ずつ (8 千円未満の場合は全額) お支払いいただく方法です。但し、融資金算定日における融資金締切日が到来したリボルビング方式の融資金残高 (以下「融資金リボ残高」という) が 10 万円を超えた場合は支払金額を 4 千円増額し、これに加え 10 万円を超える毎に 4 千円ずつ増額します。</p> <p>○1 万 2 千円コース - 毎月のお支払日までに、融資金等を 1 万 2 千円ずつ (1 万 2 千円未満の場合は全額) お支払いいただく方法です。但し、融資金リボ残高が 10 万円を超えた場合は支払金額を 4 千円増額し、これに加え 10 万円を超える毎に 4 千円ずつ増額します。</p> <p>○2 万円コース - 毎月のお支払日までに、融資金等を 2 万円ずつ (2 万円未満の場合は全額) お支払いいただく方法です。但し、融資金リボ残高が 10 万円を超えた場合は支払金額を 4 千円増額し、これに加え 10 万円を超える毎に 4 千円ずつ増額します。</p> <p style="text-align: center;">(新規に規定)</p> <p>②～④ (略)</p> <p>(3) ~ (7) (略)</p>	<p>第 14 条 (融資金の支払方法等)</p> <p>(1) キャッシングサービス利用による融資金 (以下「融資金」という) 及び利息 (融資金と利息とを合わせ、以下「融資金等」という) の支払金額は、融資金等を毎月末日 (以下「融資金締切日」という) に締切り、翌月 14 日 (以下「融資金算定日」という) に (2) (3) により算定した額とし、翌々月 4 日 (金融機関休業日の場合は、翌営業日とし、第 8 条 (弁済金等の支払方法等) (1) ①に定めるお支払日と総称して以下、「お支払日」という) に、お支払いいただきます。</p> <p>(2) 会員にはご利用の都度、以下の定額リボルビング方式 (以下「リボルビング方式」という)、又は一括返済方式 (以下「一括払い」という) のいずれかをご指定いただきます。</p> <p>①リボルビング方式 - 会員が予め選択した以下の 8 千円コース、1 万 2 千円コース、2 万円コース又は<u>ゆとりコース</u>によりお支払いいただく方法です。なお、会員の申し出があり、当社が認めた場合は、他のコースへの変更ができます。</p> <p>○8 千円コース - 毎月のお支払日までに、融資金等を 8 千円ずつ (8 千円未満の場合は全額) お支払いいただく方法です。ただし、融資金算定日における融資金締切日が到来したリボルビング方式の融資金残高 (以下「融資金リボ残高」という) が 10 万円を超えた場合は支払金額を 4 千円増額し、これに加え 10 万円増す毎に支払金額を 4 千円ずつ増額します。</p> <p>○1 万 2 千円コース - 毎月のお支払日までに、融資金等を 1 万 2 千円ずつ (1 万 2 千円未満の場合は全額) お支払いいただく方法です。ただし、融資金リボ残高が 10 万円を超えた場合は支払金額を 4 千円増額し、これに加え 10 万円増す毎に支払金額を 4 千円ずつ増額します。</p> <p>○2 万円コース - 毎月のお支払日までに、融資金等を 2 万円ずつ (2 万円未満の場合は全額) お支払いいただく方法です。ただし、融資金リボ残高が 10 万円を超えた場合は支払金額を 4 千円増額し、これに加え 10 万円増す毎に支払金額を 4 千円ずつ増額します。</p> <p>○<u>ゆとりコース</u> - 毎月のお支払日までに、融資金等を 4 千円 (融資金リボ残高が、4 千円未満の場合は全額、30 万円を超える場合は 1 万 1 千円) ずつお支払いいただく方法です。ただし、融資金リボ残高が 10 万円増す毎に支払金額を 4 千円ずつ (融資金リボ残高が、30 万円を超える場合は、10 万円増す毎に 3 千円ずつ) 増額します。なお、<u>ゆとりコース</u>については、新たなカード利用がないときは、前回と同額のお支払額となります。</p> <p>②～④ (略)</p> <p>(3) ~ (7) (略)</p>
<p>第 19 条 (お届け事項の変更等)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当社が会員から届出があった連絡先に請求書、通知書等を送付した場合は、それが未到着のときでも、通常どおりに到着したものとみなします。但し、やむを得ない事情により (1) の変更手続きをとれなかった場合を除きます。</p> <p>(3) (略)</p>	<p>第 19 条 (お届け事項の変更等)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当社が会員から届出があった連絡先に請求書、通知書等を送付した場合は、それが未到着のときでも、通常どおりに到着したものとみなします。ただし、やむを得ない事情により (1) の変更手続きをとれなかったと<u>当社が認めた場合</u>を除きます。</p> <p>(3) (略)</p>

<p>第 20 条 (本規約の変更等) 当社は本規約の一部又は全てを変更する場合は、当社ホームページ (http://www.saisoncard.co.jp) での告知その他当社所定の方法により会員にその内容をお知らせいたします。お知らせ後に本規約に基づく取引があった場合又はお知らせ後 1 ヶ月の経過をもって、内容を承認いただいたものとみなします。</p>	<p>第 20 条 (本規約の変更等) (1) 当社は、次の各号に該当する場合には、本規約を変更する旨、変更後の内容及び効力発生時期を当社のホームページ (https://www.saisoncard.co.jp/) において公表するほか、必要があるときにはその他相当な方法で会員に周知した上で、本規約を変更することができるものとします。なお、第 2 号に該当する場合には、当社は、定めた効力発生時期が到来するまでに、あらかじめ当社のホームページへの掲載等を行うものとします。 ①変更の内容が会員の一般の利益に適合するとき。 ②変更の内容が本規約に係る取引の目的に反せず、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更に係る事情に照らし、合理的なものであるとき (2) 当社は、前項に基づくほか、あらかじめ変更後の内容を当社ホームページ (https://www.saisoncard.co.jp/) において告知する方法又は会員に通知する方法その他当社所定の方法により会員にその内容を周知した上で、本規約を変更することができるものとします。この場合には、会員は、当該周知の後に会員が本規約に係る取引を行うことにより、変更後の内容に対する承諾の意思表示を行うものとし、当該意思表示をもって本規約が変更されるものとします。</p>
<p>第 21 条 (期限の利益喪失) (1) (略) ①～⑦ (略) (新規に規定) (2) (略)</p>	<p>第 21 条 (期限の利益喪失) (1) (略) ①～⑦ (略) ⑧カードの破壊、分解等を行い、又はカードに格納された情報の漏洩、複製、改ざん、解析等を行ったとき。 (3) (略)</p>
<p>第 23 条 (その他承諾事項) (1) 会員には以下の事項を予め承認いただきます。 ①第 8 条 (弁済金等の支払方法等) (2) ①の手数料、第 14 条 (融資金の支払方法等) (3) の融資金の利息並びに第 9 条 (遅延損害金) 及び第 15 条 (遅延損害金) の遅延損害金は、年 365 日 (うるう年は年 366 日) の日割計算で行うこと。 ②キャッシングサービスのご利用及び返済金のお支払いを ATM で行う場合、当社所定の利用手数料 (ただし、利息制限法施行令第 2 条に定める額を上限とします。) をご負担いただくこと。 ③会員のご都合により第 8 条 (弁済金等の支払方法等)、第 14 条 (融資金の支払方法等) 以外のお支払方法において発生した入金費用、公租公課、又は訪問集金費用、当社が督促手続きを行った場合の費用、お支払いに関する公正証書の作成費用は、会員資格を喪失した後についても会員にご負担いただくこと。なお、当社が受領する諸費用は、利息制限法及び出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律に定める範囲内とします。 ④当社が会員に対するカード債権を、必要に応じ金融機関又はその関連会社へ譲り渡し、又は、譲り渡した債権を再び譲り受けること。 ⑤当社が会員に貸与したカードに偽造、変造等が生じ又は、カード情報を不正取得された場合は、当社からの調査依頼にご協力いただくこと、及びカードを回収すること。 ②当社がカード又はカード情報が第三者により不正使用される可能性があるると判断した場合には、会員に事前に</p>	<p>第 23 条 (その他承諾事項) (1) 会員には以下の事項を予め承認いただきます。 ①第 8 条 (弁済金等の支払方法等) (2) ①の手数料、第 14 条 (融資金の支払方法等) (3) の融資金の利息並びに第 9 条 (遅延損害金) 及び第 15 条 (遅延損害金) の遅延損害金は、年 365 日 (うるう年は年 366 日) の日割計算で行うこと。 ②会員のカードについて第 8 条 (1) ② (イ) の口座振替によるお支払いが連続して 13 ヶ月以上無く、その後の利用があった場合、お届けの金融機関口座からの口座振替ができないことがあること。 ③当社が会員に対して貸付の契約にかかる勧誘を行うこと。 ④カード使用により発生する債務の返済が完了するまでは、引続き本規約の効力が維持されること。 ⑤当社又は当社の提携会社が提供する付帯サービス (以下「付帯サービス」という) を利用する場合、付帯サービスの利用に関する規約等があるときは、それに従うこと。 (2) 会員は、以下の義務を負うことを承認します。 ①第 8 条 (3) に定めるご利用明細書について、会員が電磁的方法による通知を希望せず、当社が郵送でお送りする場合、当社所定の発行費用をご負担いただくこと。ただし、ご利用明細書が貸金業法及び割賦販売法に基づき交付する書面である場合を除きます。 ②キャッシングサービスのご利用及び返済金のお支払いを ATM で行う場合、当社所定の利用手数料 (ただし、利息制限法施行令第 2 条に定める額を上限とします。) をご負担いただくこと。</p>

通知することなく、商品購入及びキャッシングサービスの全部もしくは一部の利用を保留し、もしくは一定期間制限し、又はお断りすることがあること。

⑦前号の場合に、当社がカードを無効化の上カードの再発行手続きをとることがあること。

⑧当社が会員に対し、与信及び与信後の管理のため確認が必要な場合には、勤務先、収入等の確認を求めるとともに、会員の住民票の写し等公的機関が発行する書類・源泉徴収票・所得証明等を取得、ご提出いただくことがあること。

⑨当社が会員に対し、与信及び与信後の管理、弁済金等又は返済金の回収のため確認が必要な場合に、会員の自宅、携帯、勤務先その他の連絡先に電話確認を取ることがあること。

⑩会員のカードについて第8条(1)②(イ)の口座振替によるお支払いが連続して13ヶ月以上無く、その後の利用があった場合、お届けの金融機関口座からの口座振替ができないことがあること。

⑪前号の口座振替ができない場合、再度、預金口座振替依頼書等をご提出いただくこと。

⑫当社が会員に対して貸付の契約にかかる勧誘を行うこと。

⑬カード使用により発生する債務の返済が完了するまでは、引続き本規約の効力が維持されること。

⑭当社又は当社の提携会社が提供する付帯サービス(以下「付帯サービス」という)を利用する場合、付帯サービスの利用に関する規約等があるときは、それに従うこと。また、当社が必要と認めた場合、付帯サービスを改廃できること。

(2) (略)

(3) (略)

第24条(会員資格の喪失等)

(1) 会員が以下のいずれかに該当した場合、当社は通知又は催告なく会員資格の喪失、カード利用の停止、ご利用可能枠の変更、付帯サービスの停止等の処置をとる場合があります。また、当社からカードの返却、一時預り等を求められた場合は、これに応じていただきます。

①～⑤ (略)

⑥第8条(弁済金等の支払方法等)(1)②(イ)の自動振替手続きのために必要な金融機関口座の預金口座振替依頼書をご提出いただけないとき、又は前条(1)⑩の場合に預金口座振替依頼書等をご提出いただけないとき。

⑦～⑨ (略)。

(2) (略)

(3) 会員のご都合でカードを解約される場合には当社所定の届出を行っていただき、カードを返却していただきます。

(4) ～(6) (略)

③会員のご都合により第8条(弁済金等の支払方法等)、第14条(融資金の支払方法等)以外のお支払方法において発生した入金費用、公租公課、又は訪問集金費用、当社が督促手続きを行った場合の費用、お支払いに関する公正証書の作成費用は、会員資格を喪失した後についても会員にご負担いただくこと。なお、当社が受領する諸費用は、利息制限法及び出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律に定める範囲内とします。

④当社が会員に貸与したカードに偽造、変造等が生じ又は、カード情報を不正取得された場合は、当社からの調査依頼にご協力いただくこと、及びカードを回収すること。

⑤与信及び与信後の管理のため確認が必要な場合には、当社の求めに応じて、勤務先、収入等を申告いただくとともに、住民票の写し等公的機関が発行する書類・源泉徴収票・所得証明等を取得、ご提出いただくこと。

⑥(1)②の口座振替ができない場合、再度、預金口座振替依頼書等をご提出いただくこと。

(3) 当社は、以下各号の行為を行うことができます。

①当社が会員に対するカード債権を、必要に応じ金融機関又はその関連会社へ譲り渡し、又は、譲り渡した債権を再び譲り受けること。

②当社がカード又はカード情報が第三者により不正使用される可能性があるると判断した場合には、会員に事前に通知することなく、商品購入及びキャッシングサービスの全部もしくは一部の利用を保留し、もしくは一定期間制限し、又はお断りすることがあること。

③前号の場合に、カードを無効化の上カードの再発行手続きをとることがあること。

④与信及び与信後の管理、弁済金等又は返済金の回収のため確認が必要な場合に、会員の自宅住所、電話(携帯電話等を含む)、メールアドレス、勤務先その他の連絡先に連絡を取ること。

⑤当社が必要と認めた場合、付帯サービスを改廃できること。

(4) (略)

(5) (略)

第24条(会員資格の喪失等)

(1) 会員が以下のいずれかに該当した場合、当社は通知又は催告なく会員資格の喪失、カード利用の停止、ご利用可能枠の変更、付帯サービスの停止等の処置をとる場合があります。また、当社からカードの返却、破棄、一時預り等を求められた場合は、これに応じていただきます。

①～⑤ (略)

⑥第8条(弁済金等の支払方法等)(1)②(イ)の自動振替手続きのために必要な金融機関口座の預金口座振替依頼書をご提出いただけないとき、又は前条(2)⑥の場合に預金口座振替依頼書等をご提出いただけないとき。

⑦～⑨ (略)。

(2) (略)

(3) 会員のご都合でカードを解約される場合には当社所定の届出を行っていただき、カードを返却もしくは裁断のうえ破棄していただきます。

(4) ～(6) (略)

■ショッピングでのリボ払い月々お支払い額算出表（第8条（2）①参照） ※末尾記載 （新規に規定）	■ショッピングでのリボルビング払い月々のお支払額算出表（第8条（2）①参照） ※末尾記載
	■スキップ払いのお支払いについて（第8条(2)⑥参照）
■キャッシングでのリボルビング払い月々のお支払額算出表	■キャッシングでのリボルビング払い月々のお支払額算出表
■ショッピングでのリボ払いお支払いの一例 ※末尾記載 （新規に規定）	■ショッピングでのリボ払いお支払いの一例 ※手数料率を 15.0%で算出。末尾記載
	■附則 第1条（ショッピングでのリボルビング払い月々のお支払額算出表） <u>ショッピングでのリボルビング払い月々のお支払額算出表に基づく月々のお支払額は、2020年3月ご請求分までは、新たなカードの利用がないときは、前回と同額の支払金額になります。</u>

【下線部は改定部分を示します。】

■ショッピングでのリボルビング払い月々のお支払額算出表（第8条（2）①参照）
 （変更前）

	4千円コース	8千円コース	1万2千円コース	2万円コース
リボ算定日残高	弁済金	弁済金	弁済金	弁済金
1円～100,000円	4,000円	8,000円	12,000円	20,000円
100,001円～200,000円	8,000円	12,000円	16,000円	24,000円
200,001円～300,000円	12,000円	16,000円	20,000円	28,000円
以降 100,000円増すごとに 4,000円ずつ加算				

注1：弁済金が上記の算出表の該当の弁済金に満たない場合には、全額となります。

注2：カードで新たなショッピング利用がないときは、前回と同額のお支払額となります。

（変更後）

	4千円コース	8千円コース	1万2千円コース	2万円コース
リボ算定日残高	弁済金	弁済金	弁済金	弁済金
1円～100,000円	4,000円	8,000円	12,000円	20,000円
100,001円～200,000円	8,000円	12,000円	16,000円	24,000円
200,001円～300,000円	12,000円	16,000円	20,000円	28,000円
以降 100,000円増すごとに 4,000円ずつ加算				

注1：弁済金が上記の算出表の該当の弁済金に満たない場合には、全額となります。

■スキップ払いのお支払いについて（第8条(2)⑥参照）

- （例）2/15 現金価格 100,000円（税込）、3ヶ月スキップのとき
- 分割払手数料 100,000円×15.00%÷365日×91日=3,735円
 - 支払総額 100,000円+3,735円=103,735円
 - 支払回数 3回

●各お支払日の分割支払金

		2/15 1回払い 旅行代金 100,000円 (税込)		
お支払額(弁済金)		1,231円	101,273円	1,231円
	弁済金計算期間	4/5~5/4	5/5~6/4	6/5~7/4
	リボ手数料	$100,000円 \times 15.0\% \div 365日 \times 10日 + 100,000円 \times 15.0\% \div 365日 \times 20日 = 1,231円$	$100,000円 \times 15.0\% \div 365日 \times 10日 + 100,000円 \times 15.0\% \div 365日 \times 21日 = 1,273円$	$100,000円 \times 15.0\% \div 365日 \times 10日 + 100,000円 \times 15.0\% \div 365日 \times 20日 = 1,231円$
	スキップ払い	お支払設定月(3か月)		
	お支払日	6/4	7/4	8/4

※手数料に円未満の端数が生じた場合は、切り捨てます。

■キャッシングでのリボルビング払い月々のお支払額算出表 (第14条(2)①参照)
(変更前)

	8千円コース	1万2千円コース	2万円コース
融資金リボ残高	月々のお支払額	月々のお支払額	月々のお支払額
1円~100,000円	8,000円	12,000円	20,000円
100,001円~200,000円	12,000円	16,000円	24,000円
200,001円~300,000円	16,000円	20,000円	28,000円
以降100,000円増すごとに4,000円ずつ加算			

注1：月々のお支払額が上記の算出表の該当のお支払額に満たない場合には、全額となります。

(変更後)

	8千円コース	1万2千円コース	2万円コース	ゆとりコース
融資金リボ残高	月々のお支払額	月々のお支払額	月々のお支払額	月々のお支払額
1円~100,000円	8,000円	12,000円	20,000円	4,000円
100,001円~200,000円	12,000円	16,000円	24,000円	8,000円
200,001円~300,000円	16,000円	20,000円	28,000円	12,000円
以300,001円~400,000円	20,000円	24,000円	32,000円	11,000円
200,001円~300,000円	24,000円	28,000円	36,000円	14,000円
以降100,000円増すごとに	4,000円ずつ加算			3,000円ずつ加算

※利息は毎月のお支払額に含まれております。

※新たなお借入れ又は、お支払日前までにお支払をされた場合、次回のお支払日までの期間やご融資利率により、利息が上記表に記載の金額を超える場合がございます。この場合、利息を超えるまで、上記表に記載の金額に1,000円単位毎で加算した金額がお支払額となります。ただし、加算される金額の上限は5,000円までとします。
※月々のお支払額が算出表の該当お支払額に満たない場合には、全額となります。

■ショッピング リボルビング利用代金 具体的お支払い例
(変更前)

・4千円コース、実質年率14.4%の場合
2月11日～3月10日までに30,000円ご利用の場合

◇初回(4月4日)お支払い(ご利用残高 30,000円)

- 〈1〉手数料：ありません
- 〈2〉元本充当分：4,000円
- 〈3〉お支払後残高：30,000円－4,000円＝26,000円

◇第2回(5月4日)お支払い

- 〈1〉手数料：26,000円×14.4%÷365日×10日＋26,000円×14.4%÷365日×20日＝307円
- 〈2〉元本充当分：4,000円－307円＝3,693円
- 〈3〉お支払後残高：26,000円－3,693円＝22,307円

(変更後)

・4千円コース、実質年率15.0%の場合
2月11日～3月10日までに30,000円ご利用の場合

◇初回(4月4日)お支払い(ご利用残高 30,000円)

- 〈1〉手数料：ありません
- 〈2〉元本充当分：4,000円
- 〈3〉お支払後残高：30,000円－4,000円＝26,000円

◇第2回(5月4日)お支払い

- 〈1〉手数料：26,000円×15.0%÷365日×10日＋26,000円×15.0%÷365日×20日＝319円
- 〈2〉元本充当分：4,000円－319円＝3,681円
- 〈3〉お支払後残高：26,000円－3,681円＝22,319円

■個人情報の取扱い(収集・保有・利用・提供)に関する同意条項 新旧対照表

改定前	改定後
-----	-----

<p>申込者（以下契約成立により申込者が会員となった場合を総称して「会員」という）は、本同意条項及び今回お申込される取引の規約等に同意します。</p> <p>第1条（個人情報の収集・保有・利用、預託） （1）会員は、今回のお申込みを含む株式会社クレディセゾン（以下「当社」という）との各種取引（以下「各取引」という）の与信判断及び与信後の管理のため、以下の情報（以下これらを総称して「個人情報」という）を当社所定の保護措置を講じた上で収集・保有・利用することに同意します。 ①～⑧ （略） （新規に規定） ⑨ （略）</p> <p>（2） （略）</p> <p>第2条（第1条以外での個人情報の利用） （1）会員は、第1条（1）に定める利用目的のほか、当社が下記の目的のために第1条（1）①②③④⑤⑨の個人情報を利用することに同意します。 ①～③ （略） （2） （略）</p>	<p>申込者（以下契約成立により申込者が会員となった場合を総称して「会員」という）は、本同意条項及び今回お申込される取引の規約等に同意します。</p> <p>第1条（個人情報の収集・保有・利用、預託） （1）会員は、今回のお申込みを含む株式会社クレディセゾン（以下「当社」という）との各種取引（以下「各取引」という）の与信判断及び与信後の管理のため、以下の情報（以下これらを総称して「個人情報」という）を当社所定の保護措置を講じた上で収集・保有・利用することに同意します。 ①～⑧ （略） ⑨ <u>オンラインショッピング利用時の取引に関する事項（氏名、Eメールアドレス、配送先等を含む。）、ネットワークに関する事項、端末の利用環境に関する事項その他の本人認証に関して取得する情報</u> ⑩ <u>インターネット、官報、電話帳等において一般に公開されている情報のうち、当社が会員に関する情報と判断したもの（会員情報を用いた検索結果、調査結果等を含む）</u></p> <p>（2） （略）</p> <p>第2条（第1条以外での個人情報の利用） （1）会員は、第1条（1）に定める利用目的のほか、当社が下記の目的のために第1条（1）①②③④⑤⑩の個人情報を利用することに同意します。 ①～③ （略） （2） （略）</p>
--	--

【下線部は改定部分を示します。】